

令和 6 年度第 6 回流山市建築審査会議事録

目次

1	開催日時及び場所	2 ページ
2	出席した委員及び職員	2 ページ
3	議事	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	4 ～ 6 ページ

1 開催日時及び場所

日時：令和7年1月17日（金）

15時00分から16時00分まで

場所：流山市役所 第1庁舎 3階 庁議室

2 出席した委員及び職員

（1）審査会委員 定数 5名 出席者 5名

横内 憲久 会長

日高 正人 委員

夏目 幸子 委員

岩岡 竜夫 委員

石野 升吾 委員

（2）職員

建築住宅課課長 柿原 誠

建築住宅課課長補佐 小松崎 靖

建築住宅課企画・住宅室長 伊藤 努

建築住宅課指導係長 岡田 達

建築住宅課職員 小山田 瑞希

3 議事

審議議案について 同意案件2件

第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について（同意）

敷地の所在地：西初石

建築物の用途：一戸建ての住宅

第2号 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について（同意）

敷地の所在地：西初石

建築物の用途：一戸建ての住宅

4 傍聴者

第 1 号議案 0 名

第 2 号議案 0 名

5 議事の概要

(1) 開会 事務局

委員5名出席により、委員の過半が出席していることから、会議が成立している事及び公開審査である事を報告。

(2) 議事

審議議案について 同意案件 2件

議事に先立ち、議事録署名人として横内会長により、石野委員が指名された。

(ア) 第1号議案及び第2号議案説明

事務局

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について説明。

(イ) 質疑応答

石野委員

協定書上の終端にある転回広場は、許可基準の中で定めているのか。

事務局

許可基準に定めているものではありません。

日高委員

終端の転回広場を設けることは、法律上の観点ではどのような意味があるのか。

また、法文の根拠はどこにあるか。

事務局

将来的に建築基準法第42条第1項第5号道路にする為、建築基準法施行令第144条の4（道に関する基準）第1項ハに規定する延長35mを超える場合に、終端及び区間35

m 以内ごとに転回広場を設けることを根拠としている。

横内会長

終端の転回広場を設けても建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の位置指定道路にはならないのか。

事務局

終端の転回広場の他に、取付けの位置指定道路の始端から 3 5 m ごとに中間の転回広場を設けることと、既存の隅切りを現行法の隅切りサイズにする必要がある。

横内会長

空地に関する協定書の第 6 項に「すべての回転広場用地が供出された時点で権利者にて協議します。」とあるが、何を協議するのか。

事務局

回転広場の舗装や排水施設などの仕様や費用についての協議と思われる。

岩岡委員

協議対象者は、空地部分の所有者だけなのか、手前の位置指定道路部分の所有者たちも協議をするのか。

事務局

協定書の協定者は、空地部分の所有者のため、位置指定道路部分の所有者は、協議の対象にはならないと思われる。

横内会長

第 1 号議案及び第 2 号議案「建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可について」は同意することとしてよろしいか。

< 異議なしの声 >

横内会長

異議なしにより、同意することとする。

(3) 閉会